

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第 3 条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

平成24年6月19日現在

番号	氏名	団体名等
1	加藤 正徳	市地区自治公民館連絡協議会
2	菊永 栄一郎	鹿児島銀行 串木野支店
3	久木山 睦男	いちき串木野商工会議所
4	栗山 幸夫	介護老人保健施設 ライフハーバーいちき
5	黒松 美仁	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所
6	小原 良則	公募委員
7	坂口 幸男	公募委員
8	塩屋 かよ子	市地域婦人団体連絡協議会
9	立石 長男	南九州税理士会 伊集院支部
10	西田 憲智	(社)串木野青年会議所
11	野田 いずみ	市PTA連絡協議会
12	早崎 達哉	串木野市漁業協同組合
13	ほか 外 蘭 健 蔵	さつま日置農業協同組合 串木野支所
14	まつ 松 下 兵 衛	行政経験者

50音順

●委員長

●委員長代理

◆任期 2年間（平成24年5月12日～26年5月11日）

◆事務局 いちき串木野市総務課